

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函 館 市

被告 国 ほか1名

## 求 釈 明 書

平成26年(2014年)10月29日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之

同 弁護士 井 戸 謙 一

同 弁護士 内 山 成 樹

同 弁護士 海 渡 雄 一

同 弁護士 青 木 秀 樹

同 弁護士 望 月 賢 司

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 白 日 光

同 弁護士 兼 平 史

同 弁護士 中 野 宏 典

同 弁護士 金 裕 介

原告は、被告電源開発株式会社の答弁書及び平成26年9月30日付準備書面1の主張内容について、同被告に対し、次のとおり釈明を求める。

第1 被告電源開発の答弁書第2の1の主張について

- 1 被告電源開発は、原告には、原告が主張する「地方自治体の存立を維持する権利に基づく差止め請求権」は、我が国の法体系上観念不能な権利であるから、本件訴えは不適法であると主張する。
- 2 ところで、原告は、被告電源開発に対し、大間原発の建設及び運転の差止めを求めており、大間原発の建設及び運転によって侵害される権利として、原告の「地方自治体の存立を維持する権利」（以下「存立維持権」という。）及び「不動産等の所有権」を主張している。被告電源開発のこの点についての主張は、原告の訴えすべてを却下すべきという趣旨か、原告の訴えを選択的併合とみて、そのうち存立維持権侵害を理由とする訴えのみを却下すべきという趣旨か、明らかにされたい。
- 3 なお、本訴における原告の請求は、単純な選択的併合ではない。公害法分野における差止請求は、単に人格権や所有権の侵害があれば認められるのではな

く、認められるためには、その侵害が受忍限度を超えて違法であると評価される必要があるとするのが一般的な解釈である。ここでは、侵害される権利の性質、侵害の態様、程度等が考慮要素になる。したがって、原告は、本訴において、存立維持権侵害に基づく差止め請求と所有権侵害に基づく差止め請求を単純に選択的に定立しているのではない。個々の権利侵害だけでも受忍限度を超えるが、更に、存立維持権の侵害と所有権の侵害を重疊的に評価して、その総合的な被害が受忍限度を超えると主張している。

存立維持権侵害主張と所有権侵害主張についての原告の上記位置づけを踏まえても、被告電源開発は、原告の訴えについて、不適法却下を求めるのか、明らかにされたい。

- 4 ちなみに、公害を理由とする差止請求訴訟において、差止め請求権発生の根拠として原告が主張する権利が実定法上の権利として認められない場合、訴えが不適法とされるのではなく、本案審理に入ったうえ、請求が棄却されるのが通常である。被告電源開発の主張のように不適法却下した裁判例として、豊前火力発電所操業差止め訴訟の1，2審判決（福岡地裁小倉支部昭和54年8月31日判決・判例時報937号19頁，福岡高裁昭和56年3月31日判決・判例時報999号33頁）があるが、これは学者から厳しく批判されている（例えば、「岐路に立つ環境保全裁判－福岡地裁小倉支判昭54.8.31をめぐって－」法学セミナーベストセレクション300号所収）。

## 第2 被告電源開発答弁書第2の2及び準備書面1の第4の主張について

- 1 被告電源開発は、原告の請求が、将来給付の訴えなのか、現在給付の訴えな

のかと明らかではないと主張するが、原告らは、被告電源開発に対し、大間原発の建設から運転に至る一連の行為について即時の差止めを求めているのであって、現在給付の訴えであることは明らかである。被告電源開発は、平成20年4月23日に大間原発の設置許可を得、その後工事計画認可を複数回受けて大間原発の建設工事を施工している。

2 被告電源開発は、大間原発はいまだ建設工事の途上で、設置変更許可もなされていない状況下であり、今後、設置変更許可やこれに続く各許認可を経ながら各種の検討を行っていかなければ、諸方策の内容等が確定的にならず、侵害のおそれも明らかにならないから、かかる状況下における原告の差止め請求は、請求権としての適格を欠き、不適法である旨主張する。

(1) 被告電源開発は、いつ設置変更許可申請をする予定なのか、明らかにされたい。

(2) そもそも被告電源開発は、平成26年6月の株主総会で、株主に対し、大間原発の早期の運転を目指すと述べていたのではなかったか。

3 今現在、全国のほとんどの原発に対して運転差止等を求める訴訟が係属している。それらの対象原発は、川内原発1、2号機を除き、設置変更許可を申請して原子力規制委員会が審査中であるか、設置変更許可申請すらなされていない。申請すらしていない原発では、電力会社の申請内容が明らかになっていないし、審査中のものについても、最終的な設計内容は確定していない。

被告電源開発の主張によれば、対象原発について行政庁による設置変更許可処分がなされないと、建設や運転の差止め請求訴訟は提起できないということになりそうである。被告電源開発の主張は、現在、全国の多数の裁判所に係属

している原発の建設及び運転差止請求訴訟は、川内原発1，2号機を対象とするものを除き、すべて不適法だと主張する趣旨が明らかにされたい。

- 4 原発の建設・運転差止め請求訴訟は、提訴から最高裁で確定するまで長期間を要するのが今までの例である。原発の事故は、いつ発生するか判らない。原発を1日でも運転すれば、周辺住民や周辺自治体が被害を受けるリスクが発生する。その1日の運転を差し止めるためには、早期に提訴する必要があるし、差止めの対象及び理由が特定され、主張・立証の対象が明確にできる以上、それは可能なはずである。

本件において、被告電源開発は、新規制基準に適合する内容で設置変更許可申請をすることが明らかである。他方、原告は、訴状をみても明らかなように、仮に大間原発が新規制基準に適合しているとしても、新規制基準自体に重大な不備・欠陥があるから、これを運転することは、原告の存立維持権及び所有権等を侵害する恐れがあり、その建設及び運転を差し止めるべきだと主張している。原告の主張の骨子は、将来、被告電源開発が原子力規制委員会に設置変更許可を申請し、原子力規制委員会がその許可を出したとしても変わるものではない。したがって、原子力規制委員会の設置変更許可を待つことなく、本件訴訟における主張・立証の対象は明確である。

それでも、被告電源開発は、原告の請求が請求権としての適格を欠くと主張するのか、明らかにされたい。

以上